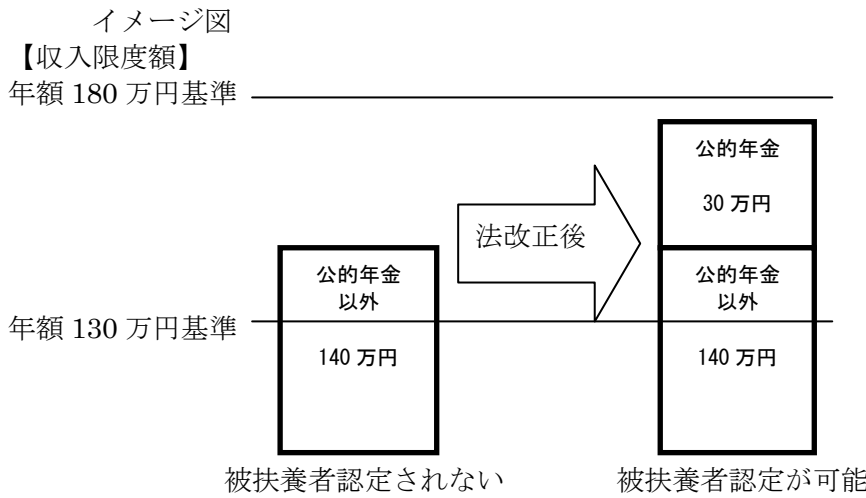


平成29年8月1日からの法改正に伴い年金を新規に受給する被扶養者がいる場合について

平成29年8月1日から法改正により、年金を受給出来る資格を取得するために必要な年金保険料納付済等期間が25年から10年に短縮されたことにより、新たに年金の受給が開始される方がおられます。

現在、公的年金を受給していないために、収入が年額130万円の基準を超えているので被扶養者認定が出来ないが、今回、低額の年金を受給することにより、収入の基準が年額180万円になることで被扶養者の要件を満たす方、若しくは同様に年金を受給することで、収入の基準である年額180万円を超えることにより、被扶養者の要件を失う方がいます。これらに該当する場合、すみやかに共済組合に被扶養者の認定及び取消の届出をしてください。

ケース1 被扶養者認定が出来る場合

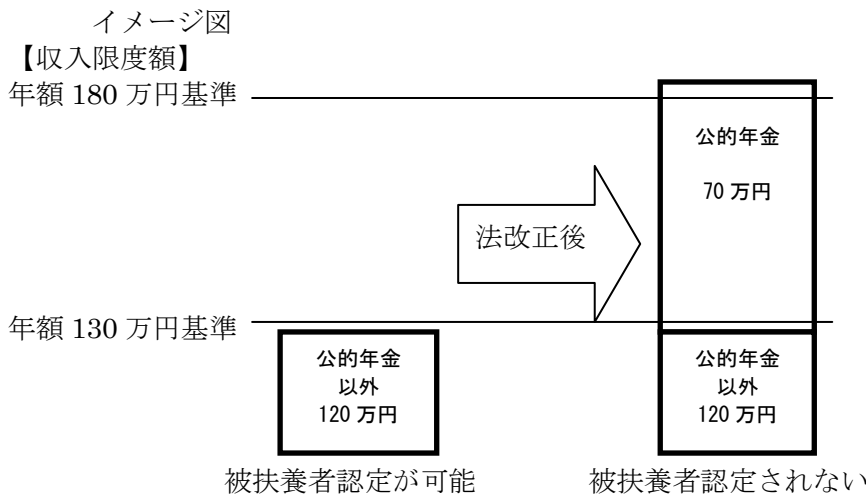


これまで年金受給年齢になっても、受給資格を満たしていなかったため公的年金を受給出来なかった方が、法改正により新規に受給することで、基準を満たす場合。この場合の被扶養者の要件を備えた日は平成29年8月1日ではなく、年金証書に記載された決定年月日となります。(但し不安定収入がある場合等で、これと異なる場合があります。)

注意！

認定要件を備えた日から30日を超えて提出された場合は、所属所長が受理した日が認定日となります

ケース2 被扶養者認定が取消となる場合



これまで年金受給年齢になっても、受給資格を満たしていなかったため公的年金を受給出来なかった方が、法改正により新規に受給することで、所得超過する場合。この場合の被扶養者の要件を欠くに至った日は平成29年8月1日では無く、年金証書に記載された決定年月日となります。(但し不安定収入がある場合等で、これと異なる場合があります。)